

桜川市 DX 推進計画（案）

令和5年1月
桜川市

<目次>

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | 計画策定の背景・目的 | 3 |
| 2 | 国の動向 | 4 |
| | 【参考：その他国の法律】 | 5 |
| 3 | 計画の位置付け | 6 |
| 4 | 計画の期間 | 6 |
| 5 | 桜川市における課題 | 7 |
| 6 | 基本方針 | 8 |
| 7 | 桜川市のこれまでの取り組み | 9 |
| 8 | 推進体制 | 10 |
| 9 | 個別計画 | 11 |
| | (1) 利便性の高い行政サービスの実現 | |
| 1-1 | 行政手続きのオンライン化 | 11 |
| 1-2 | マイナンバーカードの普及促進・利活用拡充 | 12 |
| 1-3 | 窓口DXの推進 | 13 |
| 1-4 | リモート相談窓口の導入 | 14 |
| 1-5 | 公共施設利用の予約オンライン化 | 15 |
| 1-6 | 情報発信の強化 | 16 |
| | (2) 効率的な行政運営 | |
| 2-1 | 自治体情報システムの標準化・共通化 | 17 |
| 2-2 | ペーパーレス化の推進 | 18 |
| 2-3 | AI・RPAの導入 | 19 |
| 2-4 | 業務システムの見直し及び部署間のデータ共有強化 | 20 |
| 2-5 | AI音声認識文字起こしツールの導入 | 21 |
| 2-6 | プリンタ・複合機の適正配置及びICカード認証印刷の導入 | 22 |
| | (3) 地域デジタル化の推進 | |
| 3-1 | デジタル技術の利活用支援 | 23 |
| 3-2 | フリーWi-Fiスポットの充実 | 24 |
| 3-3 | 外国の方とのコミュニケーション支援 | 25 |

Ⅰ 計画策定の背景・目的

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及、高速大容量ネットワーク、キャッシュレス決済など、デジタル技術の急速な進展により、様々な分野で生活や暮らしの利便性が大きく向上しており、誰もがデジタル技術の恩恵を享受することが可能となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、行動が大きく制限される中、従来の行政サービスの課題が顕在化し、非接触・非対面を前提とするなど、新たな生活様式や働き方を、市民・職員それぞれの観点から見直す契機となりました。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、若年労働力の絶対量が不足し、行政運営を担う人的資源の希少化が考えられることから、既存の制度・業務を大胆に再構築し、業務負担を軽減する必要があります。行政サービスの更なる維持向上を図る上で、業務全体の効率化・最適化にデジタル技術を活用することが有効であると考えられます。

自治体においても、こうしたデジタル化の遅れに迅速に対処していくとともに、制度や組織の在り方などをデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）※が求められています。

このような状況を踏まえ、桜川市では、デジタル技術の活用により、行政サービスについて市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを目的として「桜川市 DX 推進計画」を策定するものとします。

※デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは

ICT¹の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。閉じて部分的に最適化されていたシステムや制度が社会全体にとって最適なものへと変貌すると予想される。

¹ ICT：Information & Communication Technology の略。情報処理及び通信技術の総称。

2 国の動向

国が定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。社会全体のデジタル化を進めるために、デジタル技術の善用により、データを効果的に活用した多様な価値・サービスを創出し、利用者目線で事業を進めていくことが必要であることが明記されました。

また、デジタル手続法²に基づく情報システム整備計画として位置付けられた「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）では、国と地方自治体のデジタル化指針が示され、自治体関連の各施策については、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策を取りまとめた「自治体 DX 推進計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）が策定されました。

自治体 DX 推進計画では、自治体情報システム³の標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進や行政手続きのオンライン化など、重点取組事項の具体的内容が示されました。また、目指すべきビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされ、自治体においては、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」、「デジタル技術や AI⁴等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められると明記されています。

² デジタル手続法：正式名称「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案」

³ 自治体情報システム：地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、標準化の対象範囲として定められた 20 業務。

⁴ AI：Artificial Intelligence の略。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。

【参考：その他国の法律】

■官民データ活用推進基本法⁵（平成28年12月14日施行）

行政手続きに係るオンライン利用の原則化、マイナンバーカード普及・活用やデジタルデバイド⁶対策等に関する取り組みや、国、地方公共団体及び事業者の責務を明記。

■デジタル手続法（令和元年12月16日施行）

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則として以下を明記。

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。
- ③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

■デジタル改革関連法（令和3年9月1日施行）

新型コロナウイルス感染症への対応において、行政のデジタル化の遅れが顕著になったことを受け、官民のデジタル化を推進することで国民や民間企業の利便性を向上させることを目的とする。

- ① デジタル社会形成基本法
- ② デジタル庁設置法
- ③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

⁵ 官民データ：電磁的記録に記録された情報であって、国、地方公共団体及び事業者等により、事務や事務の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

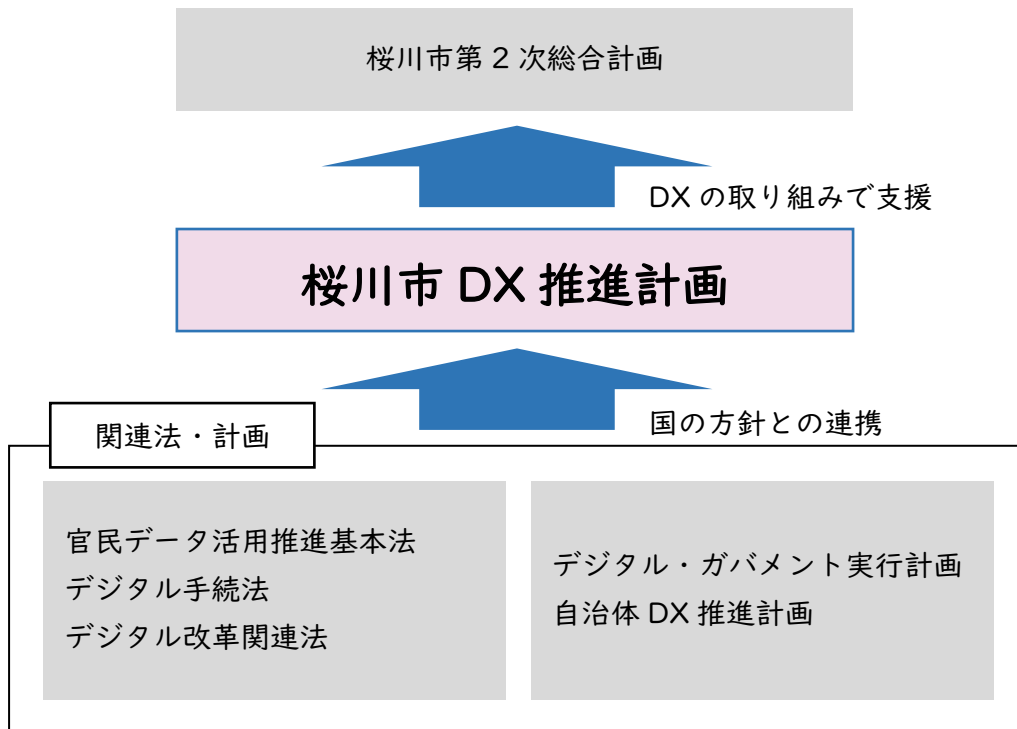
⁶ デジタルデバイド：ICTの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差のこと。

3 計画の位置付け

本市が目指すまちづくりの将来像を示した最上位計画にあたる「桜川市第2次総合計画」の実現を支援するためのDXに関する計画と位置付けます。

また、関連法及び国の関連計画、総務省自治体DX推進計画等を踏まえつつ、DXに関する取り組みを推進するものとします。

■本計画の位置付け



4 計画の期間

令和5年度（2023年度） ～ 令和7年度（2025年度）

各事業の推進にあたっては、国が進める施策との整合・連携を図る必要があることから、総務省自治体DX推進計画の計画期間（令和3年1月～令和8年3月）と同様に終了年度を設定するとともに、社会情勢の変化やデジタル技術の進展に応じて、計画期間及び内容については、適宜見直しを行います。

5 桜川市における課題

民間企業では、注文から配達までをオンラインで完結するネットショッピングや、キャッシュレス決済サービスの普及など、技術の進歩に合わせた取り組みにより消費者の利便性向上を図っている一方、行政サービスは、各種手続きにデジタル技術を活用するなどの大きな変革は行っておらず、社会的な情報化の流れに対して進んでいません。中でも新型コロナウイルス感染症の拡大防止にあたり、非接触・非対面や押印廃止など、従来の手続きにおける課題が顕在化しました。感染症対策を含む新たな生活様式への移行のため、行政手続きの改革による、利便性の高い行政サービスの実現が必要となります。

また、総務省の自治体戦略 2040 構想研究会による報告書で示されたように、少子高齢化やそれに伴う労働生産力の低下、税収の減少、社会保障費の増大、ひいては財政の逼迫など、人口減少がもたらす影響は非常に大きいものがあります。本市においても人口減少・少子高齢化は大きな問題であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、令和 22 年（2040 年）には 27,452 人になり、令和 2 年（2020 年）の人口と比較し、69.3%に減少すると予測されています。このような状況においても、確実に行政サービスを提供し続けられるよう、デジタル化による効率的な行政運営が必要となります。

デジタル技術により生活や暮らしの利便性が向上する一方で、適切な利用方法が分からない方や、利用環境が用意出来ない方など、デジタルデバインドが問題となっています。総務省の「令和 3 年版情報通信白書」によると、インターネットの利用率は、13 歳～59 歳までの年齢層では 9 割を超えていることに対し、70 歳以降では 6 割未満となっています。そこで、デジタルデバインド解消のため、地域デジタル化の推進により、誰もが等しくデジタル技術の恩恵を享受できる環境を構築することが必要となります。

6 基本方針

桜川市総合計画及び総務省自治体 DX 推進計画を踏まえ、本市における DX を推進する上での基礎となる 3 つの基本方針を掲げ、本市を取り巻く課題解決へ、デジタル技術を積極的に活用するものとします。

また、各方針に基づく具体的な施策を個別計画として設定し、取り組みを推進することとします。

(1) 利便性の高い行政サービスの実現

市役所の業務体系に左右されずに市民が行政サービスを楽しめ、一人ひとりのニーズに対応できるよう、デジタル技術を活用した行政手続きの構築や見直しにより、行政サービスの利便性の向上を図ります。

(2) 効率的な行政運営

現行のシステム環境や業務アプリケーションの運用について、BPR⁷などの取り組みを実施し、業務が抱える課題に対してデジタル技術を活用することで、情報システムの効率化・最適化を図ります。

(3) 地域デジタル化の推進

スマートフォンの利用やインターネット閲覧といったデジタル技術の活用に関する不安や、利用環境を用意できない場合などに対して、より多くの方がデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバイドの解消に取り組めます。

⁷ BPR : Business Process Re-engineering の略。既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、国民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取り組み。

7 桜川市のこれまでの取り組み

本市では、各種デジタル化施策について、時代の流れに合わせて新たな取り組みを実施してきました。主な取り組み内容は次の通りです。

(1) 利便性の高い行政サービス実現

- ・ 広報紙のデジタル化（平成 17 年度）
- ・ 桜川市公式 SNS（Twitter/Facebook）利用開始（平成 23 年度）
- ・ 電子申請サービス導入（平成 26 年度）
- ・ 証明書のコンビニ交付サービス開始（令和元年度）
- ・ 防災アプリ「さくらがわ防災」導入（令和 2 年度）
- ・ 子育て支援アプリ「さくらっこ」導入（令和 2 年度）

(2) 効率的な行政運営

- ・ 職員向けビジネスチャット⁸導入（令和 2 年度）
- ・ 職員向けテレワーク導入（令和 2 年度）
- ・ 文書管理システムの電子決裁導入（令和 2 年度）
- ・ 桜川市例規の押印廃止実施（令和 3 年度）
- ・ 情報セキュリティポリシー改正（令和 4 年度）

(3) 地域デジタル化の推進

- ・ 地域情報通信基盤（光ファイバー）の整備（平成 22 年度）
- ・ 真壁図書館フリーWi-Fi スポット開設（平成 30 年度）
- ・ オープンデータ⁹の公開（令和元年度）
- ・ GIGA スクール構想¹⁰の実施（令和 2 年度）
- ・ 真壁伝承館フリーWi-Fi スポット開設（令和 3 年度）

⁸ ビジネスチャット：効率的かつリアルタイムの情報伝達が可能となるチャットツール。

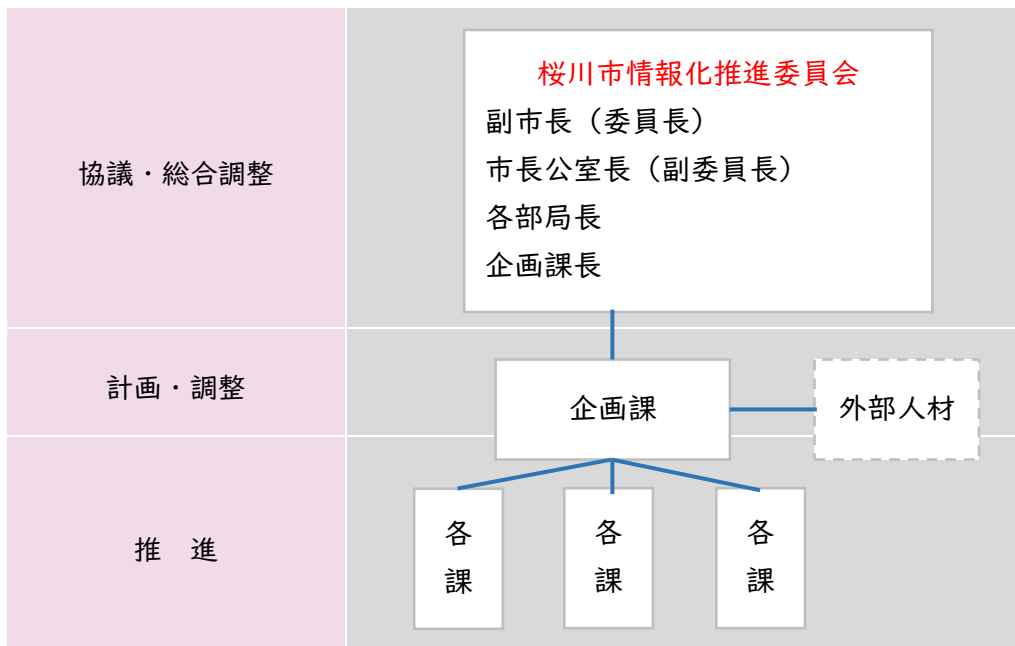
⁹ オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布）できるよう公開されたデータのこと。

¹⁰ GIGA スクール構想：1人1台端末と通信ネットワークの整備により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境。

8 推進体制

本計画の推進については、桜川市情報システム管理運営規程に基づく「桜川市情報化推進委員会」で、本市のデジタル化施策の計画等の重要事項について協議及び総合調整を行います。

個別計画については、企画課が全体調整・進行管理を行いつつ、各業務担当課と連携して計画を推進します。



■DX 推進に係る人材の育成、人材の確保

全庁的な DX 推進体制構築にあたり、職員の育成、デジタル人材の確保が急務となります。そのために、一般職員に対しデジタルに関する研修を実施し、全庁的にデジタルリテラシー¹¹を向上させるとともに、外部人材の活用についても検討を図ります。

■財政負担の考え方

既存のシステムや機器などの更新時期を捉え、重複投資がないよう計画的な整備を図ります。また、国の補助金などを有効活用し、費用負担の軽減を図ります。

¹¹ デジタルリテラシー：コンピュータで扱える情報について適切に理解し、自ら活用できる能力のこと。

9 個別計画

■基本方針：(1) 利便性の高い行政サービスの実現

| | | | |
|-------|---|-------|-------|
| 取組名 | 1-1 行政手続きのオンライン化 | | |
| 概要 | <p>平日に仕事をしている方や子育て・介護をしている方、窓口に来ることが困難な方など、行政手続きをオンライン化することにより、多くの市民の利便性向上が見込まれる。</p> <p>いつでも、どこでも、簡単に市民サービスの利用や手続きが行えるよう、国の施策と連動しながら、行政手続きのオンライン化及び利用促進を図る。</p> <p>なお、オンライン化を進めるにあたっては、法令に基づく行政手続きだけでなく、条例や規則、その他申請手続きも対象とする。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所に来庁することなく自宅から完結する手続きが少ない。 ・オンライン化を推進するにあたり、ルール（法令・規則）整備と業務プロセスが最適化していない。 <p><取組></p> <p>①ルール（法令・規則）整備と業務プロセスの最適化を行い、電子申請が可能な手続きを拡大するとともに、市民等に対して広報活動を推進する。</p> | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 導入 | 拡充 | 拡充 |
| 関係課 | 企画課、導入する業務の主管課 | | |

| | | | |
|-------|--|-------|-------|
| 取組名 | 1-2 マイナンバーカードの普及促進・利活用拡充 | | |
| 概要 | <p>国において、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したことに加え、運転免許証との一体化やスマートフォンへ機能搭載が検討されるなど、利活用を拡大するための取組が推進されている。</p> <p>市においても、利便性の高いデジタル社会の実現に向け、その基盤となるマイナンバーカードの効果的な普及促進を検討し、マイナンバーカードの更なる普及を目指す。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの申請者に対してQUOカード（クオカード）の配布をしている。 ・行政区単位での出張申請受付を行っている。 ・マイナンバーカードの交付率が近隣自治体と比較して低調な状況である。 ・市独自の利用方法がなく、マイナンバーカードの利用機会が少ない。 <p><取組></p> <ol style="list-style-type: none"> ①マイナンバーカードの普及促進について、更なる取組を検討し、実施する。 ②市独自のマイナンバーカード利活用方法を検討し、実施する。 | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 拡充 | 実施 | 実施 |
| ② | 検討 | 検討 | 実施 |
| 関係課 | 企画課、市民課 | | |

| | | | |
|-------|--|-------|-------|
| 取組名 | 1-3 窓口 DX の推進 | | |
| 概要 | 既存のサービス提供方法を見直し、書かない申請、来庁予約や混雑状況の確認、支払いのキャッシュレス化など、デジタル技術を有効活用したサービスへ再構築することで、市民の利便性の向上を図る。 | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で証明書を取得する際に、来庁してから各種申請書に必要事項の記入が必要となり、氏名や住所などの基本情報を何度も記載することがある。 ・キャッシュレス決済に対応している手続きや、利用可能なキャッシュレス決済サービスが少ない。 <p><取組></p> <ol style="list-style-type: none"> ①マイナンバーカード等を利用した、申請書への記入を自動化するシステムなどを導入する。 ②クレジットカードやスマートフォン決済など、複数の決済サービスに対応する。 | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 検討 | 導入 | 拡充 |
| ② | 検討 | 導入 | 拡充 |
| 関係課 | 企画課、導入する業務の主管課 | | |

| | | | |
|-------|---|-------|-------|
| 取組名 | 1-4 リモート相談窓口の導入 | | |
| 概要 | <p>分庁舎方式による庁舎機能分散化により、市民が一つの庁舎で目的が完結せずに、庁舎間の移動が必要な場合がある。一方、令和7年度の新庁舎開庁により、新庁舎（大和地区）へ機能が集約された際は、岩瀬・真壁地区の方の利便性を維持する必要がある。</p> <p>庁舎間や庁舎・支所間において、本庁に在席する担当職員とモニターを介したリモート相談窓口を提供することで、利便性向上を図る。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分庁舎方式による庁舎機能の分散により、特に岩瀬—真壁間など距離が離れている場合でも、直接庁舎へ出向く必要がある。 ・新庁舎開庁後に大和地区へ機能が集約されると、岩瀬・真壁地区から移動距離が増える場合がある。 <p><取組></p> <p>①庁舎間や、庁舎・支所を繋ぐリモート窓口の環境・業務プロセスを構築する。</p> | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 検討 | 導入 | 運用 |
| 関係課 | 企画課、導入する業務の主管課 | | |

| | | | |
|-------|--|---------|---------|
| 取組名 | 1-5 公共施設利用の予約オンライン化 | | |
| 概要 | <p>民間の ICT サービス（ショッピング・映画館予約等）は、24 時間利用可能なことが多い。幅広い年代にスマートフォンなどの情報機器が普及している現状を踏まえ、公共施設予約についても、空き状況の確認から予約までをオンライン化することで、市民の利便性向上を図る。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインで予約可能な施設は限られており、電話、来庁による予約方法が多い。 ・市役所の業務時間外に、予約や空き状況の確認ができない。 <p><取組></p> <p>①オンライン上で 24 時間利用可能な公共施設の予約システムを導入する。</p> | | |
| 工程表 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
| ① | 導入 | 拡充 | 拡充 |
| 関係課 | 企画課、公共施設予約の主管課 | | |

| | | | |
|-------|---|-------|-------|
| 取組名 | 1-6 情報発信の強化 | | |
| 概要 | <p>スマートフォン等の情報機器の普及により、市民の情報を取得する手段は広がっている。</p> <p>市においては、市民それぞれのニーズに応じて、増加した情報手段に対応すべく、情報発信力の強化を目指す。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの情報発信は、広報紙、ホームページ、ポスター、SNS (Twitter/Facebook)、YouTube 等を使用している。 ・庁舎内での情報発信は、一部デジタルサイネージを導入しているが、ポスター掲示によるものが多く、デジタル化が進んでいない。 <p><取組></p> <ol style="list-style-type: none"> ①さらに幅広い市民に情報が提供できる方法・手段を検討し、実施する。 ②新庁舎開庁を見据え、情報視認性に優れたデジタルサイネージの適正な利活用を検討し、導入する。 | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 検討 | 検討 | 導入 |
| ② | 検討 | 検討 | 導入 |
| 関係課 | 企画課、秘書広報課 | | |

■基本方針：（２）効率的な行政運営

| | | | |
|-------|---|-------|-------|
| 取組名 | ２－１ 自治体情報システムの標準化・共通化 | | |
| 概要 | 国が指定する基幹業務システム等について、国の標準仕様書に準拠した標準準拠システムへ移行することにより、ベンダーロックイン ¹² 防止やシステム改修負担削減などを図る。 | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市独自にカスタマイズされた基幹業務システムを利用している。 ・国の制度改正等により、独自にシステム改修が発生し、財政負担や職員負担が発生している。 <p><取組></p> <p>①国が指定する基幹業務システムを標準準拠システムへ移行する。</p> | | |
| 工程表 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
| ① | 移行 | 移行 | 導入 |
| 関係課 | 企画課、導入する業務の主管課 | | |

¹² ベンダーロックイン：特定の事業者を利用し続けなくてはならなくて、他の事業者の参入が困難な状態。

| | | | |
|-------|--|-------|-------|
| 取組名 | 2-2 ペーパーレス化の推進 | | |
| 概要 | <p>紙で管理していた文書や資料を電子化することによって、用紙や印刷費用のコストを削減できるだけでなく、紙文書の保管スペースが削減され、文書の検索が容易になり、環境にも配慮できる。</p> <p>また、会議においても業務用ネットワークの無線化や会議システムの導入などにより、ペーパーレス会議を推進する。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書が紙のため、保管スペースの確保が必要となる。 ・過去の資料を確認する際に、保管場所から該当の資料を探す必要があり時間がかかる。 ・電子決裁システムが未導入で、紙で決裁を行っている業務がある。 ・業務用ネットワークが無線化されていない。 ・会議資料の平綴では、修正時の差し替えに時間がかかる。 <p><取組></p> <ol style="list-style-type: none"> ①各種申請書や過去の資料などの保管資料を電子化し、検索等で、必要な資料を確認できるシステムを検討し、実施する。 ②電子決裁システム未導入の業務について、導入を検討し、実施する。 ③業務用ネットワークの無線化を行う。 ④ペーパーレス会議システムを導入する。 | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 検討 | 検討 | 導入 |
| ② | 検討 | 検討 | 導入 |
| ③ | 検討 | 導入 | 拡充 |
| ④ | 検討 | 検討 | 導入 |
| 関係課 | 企画課、総務課、財政課、会計課、その他全ての部署 | | |

| | | | |
|-------|---|-------|-------|
| 取組名 | 2-3 AI・RPAの導入 | | |
| 概要 | データ入力等の定型的な単純業務を自動化することにより業務効率化を図る。 | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙の申請書をシステムへ手動で転記しているため、作業に時間がかかっている。単純作業や入力ミスが発生している。 ・申請受付や集計業務などの定型的な処理に多くの時間を必要としている。 <p><取組></p> <p>①AI-OCR¹³及びRPA¹⁴を導入し、申請書の内容をシステムへ自動連携させるとともに、定型的業務を自動化する。</p> | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 導入 | 拡充 | 拡充 |
| 関係課 | 企画課、導入する業務の主管課 | | |

¹³ AI-OCR：OCR=Optical Character Readerの略。AIとOCRを組み合わせ、機械学習により、手書きの種類や帳票の読み取り位置などから文字を認識し、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術。

¹⁴ RPA：Robotic Process Automationの略。普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。

| | | | |
|-------|--|-------|-------|
| 取組名 | 2-4 業務システムの見直し及び部署間のデータ共有強化 | | |
| 概要 | <p>業務システムの見直しにより、業務改善及び効率向上を図る。</p> <p>また、複数の部署で利用する情報について、利便性の高い情報共有システムを導入し、業務の簡素化や迅速化を図り、職員の生産性向上を目指す。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数導入している業務システムの管理負担が増加している。また、システム間の連携が煩雑である。 ・部署毎に個別に管理された類似する情報がある。また、情報の共有について、紙か電話によることが多く、複数の部署に簡易的に伝達する手段が少ない。 <p><取組></p> <ol style="list-style-type: none"> ①管理負担軽減及びシステム間の連携が可能な統合的なシステムの導入を検討し、実施する。 ②利便性の高い情報共有システムを導入する。 | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 検討 | 検討 | 導入 |
| ② | 検討 | 導入 | 運用 |
| 関係課 | 企画課、業務システムの主管課 | | |

| | | | |
|-------|--|-------|-------|
| 取組名 | 2-5 AI音声認識文字起こしツールの導入 | | |
| 概要 | <p>会議、委員会や協議会などの開催後に、録音した音声をもとに議事録を作成する作業に多くの時間を要している。</p> <p>最新のデジタル技術により、録音した音声データをAIによりテキスト化することで、入力作業における一次負担の軽減を図る。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 録音した音声データを担当者が聞きながら、手動で文字起こしを行う。 <p><取組></p> <p>①録音した音声データを、AIにより自動的にテキストへ変換するシステムを導入する。</p> | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 導入 | 運用 | 運用 |
| 関係課 | 企画課 | | |

| | | | |
|-------|--|-------|-------|
| 取組名 | 2-6 プリンタ・複合機の適正配置及びICカード認証印刷の導入 | | |
| 概要 | <p>複数台導入しているプリンタ及び複合機の管理運用について、機能を集約して台数削減を進めるなど、適正配置に努め、ハードウェアやソフトウェア、消耗品等の管理負担軽減を図る。</p> <p>また、適正配置に合わせてICカード等の認証による印刷機能を導入し、プリントの置き忘れやミスプリントを防止することにより、情報セキュリティの向上を図る。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリンタの機種が混在しているため管理負担が増加している。 ・プリンタまでの距離が離れている場合、印刷物出力から取りに行くまでプリンタ上に印刷物が残り、印刷物の放置や取り違いなど、セキュリティ面に不安がある。 <p><取組></p> <ol style="list-style-type: none"> ①プリンタ及び複合機の適正配置を検討し、台数削減を行う。 ②複合機等に、ICカード等で認証した場合に印刷物が出力される機能を導入する。 | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 実施 | — | — |
| ② | 検討 | 検討 | 導入 |
| 関係課 | 企画課、総務課 | | |

■基本方針：（３）地域デジタル化の推進

| | | | |
|-------|--|-------|-------|
| 取組名 | 3-1 デジタル技術の利活用支援 | | |
| 概要 | <p>デジタル技術の進展により、多くの方が恩恵を享受できる時代になった一方、デジタル技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人の間に情報格差が生じる問題がある。</p> <p>地域社会の DX 推進にあたり、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰も取り残されない形で、全ての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせることを目指す。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン予約や申込みができる手続きについて、利用者が少なく、窓口予約や電話予約が多い状況である。 ・市における、デジタル技術の恩恵を享受できない方の現状把握ができていない。 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンの基本的な利用方法、オンライン予約や申込みなどについての講習会を開催する。 ・講習会の参加者等からアンケート等で情報を集め、現状把握に努め、よりニーズに合った講習会の開催を検討し、実施する。 | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 実施 | 実施 | 実施 |
| ② | 実施 | 実施 | 実施 |
| 関係課 | 企画課 | | |

| | | | |
|-------|---|-------|-------|
| 取組名 | 3-2 フリーWi-Fi スポットの充実 | | |
| 概要 | <p>公共施設の利便性向上、災害時の携帯回線網に対する補完や避難所における一時生活、市外来訪者へのおもてなしなどのため、市内公共施設に対してフリーWi-Fi スポットを設置し、平等に利用可能なインターネット環境の構築を目指す。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設におけるフリーWi-Fi スポットは2か所に留まっている。 <p><取組></p> <ol style="list-style-type: none"> ①市内公共施設に、フリーWi-Fi スポット導入先を検討し、整備する。 ②避難所開設時に、避難所でもフリーWi-Fi が利用できる環境を検討し、整備する。 | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 検討 | 検討 | 拡充 |
| ② | 検討 | 導入 | 運用 |
| 関係課 | 企画課、防災課、公共施設の主管課 | | |

| | | | |
|-------|---|-------|-------|
| 取組名 | 3-3 外国の方とのコミュニケーション支援 | | |
| 概要 | <p>市内在住の外国の方は近年増加傾向にあり、窓口来庁時や電話対応について、担当職員の能力に左右されることなく円滑なコミュニケーションをとる必要がある。</p> <p>多言語翻訳が可能なサービスの導入を検討し、より多くの市民が安心して相談できる環境を構築する。</p> | | |
| 現状・取組 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の方とのコミュニケーションは、担当職員個人の能力に左右される場合がある。 <p><取組></p> <p>①外国の方、職員どちらも安心して円滑なコミュニケーションが可能となる、支援ツールを導入する。</p> | | |
| 工程表 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ① | 検討 | 検討 | 導入 |
| 関係課 | 企画課、導入する業務の主管課 | | |

桜川市 DX 推進計画

令和 5（2023）年 月発行

発行：桜川市

編集：桜川市市長公室企画課

桜川市羽田 1023

電話 0296-58-5111（代表）